

議案第 1 2 号

東京都板橋区職員定数条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 1 5 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区職員定数条例の一部を改正する条例  
東京都板橋区職員定数条例（昭和 5 0 年板橋区条例第 4 3 号）の一部  
を次のように改正する。

第 2 条第 1 項を次のように改める。

職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

- |                               |            |
|-------------------------------|------------|
| (1) 区長の事務部局の職員                | 3, 1 1 5 人 |
| (うち 2 9 2 人は、福祉事務所の職員の定数とする。) |            |
| (2) 議会の事務部局の職員                | 1 8 人      |
| (3) 教育委員会の事務部局の職員             | 1 9 5 人    |
| (4) 教育委員会の所管に属する学校の職員         | 1 2 6 人    |
| (うち 6 人は、幼稚園教諭の定数とする。)        |            |
| (5) 選挙管理委員会の事務部局の職員           | 1 1 人      |
| (6) 監査委員の事務部局の職員              | 1 1 人      |
| 合 計                           | 3, 4 7 6 人 |
| 付 則                           |            |

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

職員の定数を改定する必要がある。